

大平顧問官

河本顧問官

西野顧問官

小坂顧問官

委員会

第一回

三月十三日(木)

會議及上奏 昭和二十二年三月十五日(土)會議即

日決議、上奏

昭和二十二年三月十五日會議議案



財政法案帝國議会へ提出の件 參照添附

欽定四庫全書

第一章 政治總則

卷之三

卷之三

卷之三

樂部
樂刻

卷之二

卷之三

卷之三

第四章 次第

卷之三

卷之三

政
教

第一條 國の子孫の也歎歎の廢帝大關

第一條 國家的行政機關，除本法別有規定者外，由總理、副總理、各部長、各委員會主任、各廳長、各司長、各處長、各科長、各課長、各科員、各課員、各員等級之官員組成。

第二條 収入とは、國々各般の需要を充たすための支拂の財源と

卷之三

現金の収納をいい、支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいう。

前項の現金の収納には、他の財産の処分又は新らたる債務の負担により生ずるものとも含み、同項の現金の支拂には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものとも含む。なお、第一項の収納が支出には、会計間の繰入その他の原因によりて行う移換によるものと含む。

歳入とは、一会计年度における一切の收入をいい、歳出とは、一会计年度における一切の支出をいう。

歳差保、銀税を除く外、國が國庫に置いて收納する保鐵金及び法律上又は事實上國の独立に屬する事業における車賣價格及車業料金にては、オベテ該律又は國會の議決に基りて定めなければならぬ。

歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、其の財源とはさればならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、國會の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行又は借入金をする。

す二とがでざる。

前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を國會に提出しなければならない。

第一項に規定する公事事業費の範囲については、每年度、國會

議決を経なければならぬ。

第三條 各年度においては、日本銀行にこれを引受けさせ、又は借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れては、可以ない。但し、特別の事由がある場合においては、國會の議決を経た後で株内では、この限りでない。

第一條 各年度においては、(歳差の算定上剰余を出した)大場合には、当該剰余のうち、三分の一を下らない金額は、他の法律によるものとの外、これを割り金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還を終了するに充てなければならぬ。

前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

第六條 國は、國庫金の出納上必要があるときは、不滅債証券を發行

し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

前項に規定する大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、上記を償還しなければならない。

大蔵省施設の施行及び一時借入金の借入の最高額については、毎年度、國公の議決を経なければならぬ。

第八條 國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を覆す場合には、法律に準くことを要する。

第九條 國の財産は、法律に準く場合を除く以外、ニルを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてニルを譲渡し若しくは貸し付けてはならぬ。

第十條 國の財産は、常に良好の状態においてニルを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的にニルを運用しなければならない。

第十一條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日にして終るものとする。

第十二條 各会計年度における盈餘は、先の年度の収入を以て、ニルを支拂しなければならない。

第十三條 國の会計を介つて一般会計及び特別会計とする。

第十四條 國が特權の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行ふ場合その他特權の収入を以て特定の歳出に充て一般の収入歳出と区分して経理する必要がある場合には、法律を以て特別会計を設置するものとする。

第三章 預算

第一節 総則

第十四條 歳入歳出はすべて、これを予算に編入しなければならぬ。

第十五條 政府は年度の期初に、行方不明の者等の費用を除く外、事業の経費と特別の要がある場合は、他の費用の総額を總額として國會に提出する。

議決手續

第十六條 法律に基くもの又は~~法律上~~の歳出の定額の範囲内ににおけるもの外、國が債務を負担する行為を

たすには、予め予算を以て國会の議決を経なければならぬ。

前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の
必要がある場合には、國は毎会計年度、國会の
議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為

をなすとがかかる。
前二項の規定により國が債務を負担する行為に限り支出すべき年
限は、当該会計年度以降三箇年度以内とする。但し、國会の議決によ
り更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び
恩給、地方公共團体の債務の保証又は債務の元利共しくは利子の補
給、土地、建物の賃料及び國際協約に基く分担金に関するもの、そ
の他法律で定めるものは、この限りでない。

第六章 年度の作成 第七章 予算は予算総則、歳入歳出予算、繰越費 及び國庫債務負担行為とする。

第十七條 廉議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院
長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行
爲の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調
整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣總理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、
歳出及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを大
藏大臣に送付しなければならない。

第十八條 大藏大臣は、前條の見積を検討して必要な調整を行い、歳
入、歳出及び國庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経な
ければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会
計検査院に係る歳出の予算については、すめ議院議長、參議院議
長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を
求めなければならない。

第十九條 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の提出見積を減額し
る場合においては、議会、裁判所又は会計検査院の提出に係る歳出
見積について、その詳細を歲入歳出予算に附記することもに議会が、
國会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を匡正する場合における
必要な財源についても明示しなければならない。

○此卷詩之寶也。如《五經》、《七言》、《九章》、《九賦》、《七賦》

然、土地、林木の販賣又は開墾料等に基く金の賃をもとめ、其
額、此式公共園林の販賣の結果又は販賣の元陥落したる時年の補
助の更にその手賃を算入するとの並いに於て園人等支給する該株又は
賃料、當該金は手賃以降三箇年以内とする。且し、園内の収入の半
前二項の規定によつて國が債務を負担する行為には附帯する
前二項の規定により國が債務を負担する行為には附帯する
次常会において國会に報告しなければならぬ。

第一項又は第二項の規定により國が債務を負担する
行為は、これを國庫債務負担行為といふ。
第六節　予算の作成
第七條　予算是、予算總則、歲入歲出予算、繼續費
及び國庫債務負擔行為とする。

第十七條 衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計監査監
事長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務擔行
爲の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調
整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣總理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、
歳出及び國庫債務擔行爲の見積に関する書類を作製し、これを大
藏大臣に送付しなければならない。

第十八條 大藏大臣は、前條の見積を検討して必要な調整を行い、歳
入、歳出及び國庫債務擔行爲の簿算を作製し、閣議の決議を経な
ければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、兩会、裁判所及び会計検査院に於て成員の監督については、手の袋議事権者、參議院議長、最高裁判所長及び会計検査院長に対しその決定に關し意見を求めるなければならぬ。

第十九條　内閣は、國会、裁判所及び会計検査院の出現轉變を調査し立場會においては、國会、裁判所又は会計検査院の監督に係る議題見解について、その詳細な製入を片手に附記することもに國会が、調査、裁判所又は会計検査院にてる議題を正規の會における必要在財源についても明確しなければならない。

你要做甚麼事？丁子明道：「我來找你。」

關金、蘇舜卿父以金告鑑查道之奏亦遞出。蘇子瞻正使之歸合計也。又
見蘇子瞻丁巳之年，其弟蘇過送人遞出平章司摺書也。是時閩金主
成祖合計也。丁巳，閩金、蘇舜卿父以金告鑑查道之奏也。蘇子瞻亦遞出
都止。劉內閣曰：「閩金、蘇舜卿父以金告鑑查道之奏亦遞出。」蘇子瞻丁
未也。故也。劉公之說也。

舞、嫌高嫌陥相是官从不念悟劍查劍更何故了の共宝山閣了意原者
情劍查劍山閣之處出の舞尊了之了、子也紫蘿劍舞身、參蘿劍舞
内閣身、前取の央宝山了之了すとぞ也云、園全、嫌陥相从不念

十八妙大蟲大臣也，前妙的見蘇秦對了，也要本國蠶方行。蟲
大臣曰：「蟲子本國蠶方行。」

舞也。舞者，所以明節，正容也。故有《大司馬之舞》、《大壯之舞》、《少壯之舞》、《少司馬之舞》。皆士舞也。《周禮》：「舞人十有二人，舞人以六十四人，出郊外而國事責之。」貢舞既畢，則士舞也。舞者，所以明節，正容也。故有《大司馬之舞》、《大壯之舞》、《少壯之舞》、《少司馬之舞》。皆士舞也。《周禮》：「舞人十有二人，舞人以六十四人，出郊外而國事責之。」

卷之三

卷之三

従親家が開拓作業を行つて、地主は従親の立派な隣となり
ばかりだ。

算明細書と併記し乍らば序の所。内閣總理大臣及の各大臣以下
總務院議長、外務院議長、最高裁判所長官、公財監査院長等の内閣總理大臣及の各大臣以下
各官署の署名を以て、前條の審議決定の上、大藏省の範圍
内に、支那經費要求書、建締費用求書及外國庫債務履行行為要求

考文作成し、二月八日大臣に送付しなけり。右の序
五條 大臣は、儀入不祥御細書、最靈院、參議院、裁判所、公
事院、内閣及び各局へ以下各項を陳と云う。この事項は御要請書
御要請書及び國庫債務負担行為等の件にて予算を作成し、審

の規定を経なければ行かない。

第二十二条 ~~予算統則には、収入叢出予算、純資本及び國庫債務負担行為に関する統括的規定を設ける外、たゞ第項に因る規定を設けるものとする。~~

一 第四條第一項但書の規定による公債の発行又は借入金の償還の限度額

第三四條第一項の規定による公債第幾種の範囲

三 第五條但書の規定による日本銀行の公債の引受け及び借入金の借入の限度額

四 第七條第一項の規定による大藏省社券の發行及び一時借入金の借入の最高額

第五十條第一項の規定による國庫債務負担行為の限度額

六 前各号に掲げるものの外、不特定の銀行に因る借入金の額

第三十二条 収入叢出予算は、収入に際しては、其の性質、叢出に際しては、その目的に従つて都に大別し、更に、各部中においては二川並に区分し、又、その收入又は支出に關係のある都道府等の組織の明瞭化にいたければならない。

第三十一条 予見難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上しなけり。

水谷らば。

第三十二条 歳出予算のうち、経費の性質上年度内にどう支出を終了するかのあるものは、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、国会の承認を得る三结合起来。

第三十三条

経費は事項二に、その必要の理由を

第三十四条 國庫債務負担行為は事項二に、その理由を明らかにして、且つ、行政をなす年度及び債務負担の限度額

を明らかにし、又、必要に應じて行為基準を支出をなす年
度の年限又は年割額を示さなければならぬ。

第三條 国会は、毎会計年度の予算を、前年度の十月半ばに提出する。

第十八條 國会に提出する予算には、参考のために次の書類を添附
なげばならない。

支那の田舎

字不書
前年度歳入歳出決算の
額を算出し算引表及び純財産、前年度歳入歳出決算見込の会計

出於宋度宗以有作名。近人康有為評書一絕。

前年度未及ば当該年度未における現社商の見込額及びその償還率次

大、國消財産の前年度未に於ける現行高並びに前年度未及び出資等

國が、出資して、いり主要有株人の資産、負債、債務その他の状況

を明らかにし、又、必要に應じて行爲に基いて支出を行ふ年。

度は、年限又は割額を示さなければならぬ。

第二十條 内閣は、國会審判所及く金計檢査院は、
出見稿を減額の場合に於て國会審判所及く金計檢査院は、
詳細を處理する事に付託され、國会審判所及く金計檢査院は、
外國年算作付書の提出に付託され、國会審判所及く金計檢査院は、
金計檢査院は、財源並に開支の明記をするが、
日本へ、財源並に開支の明記をするが、
第三十條 内閣は、毎会計年度の予算と、前年度の十月廿日、
國会に提出するのを期とする。

第二十八條 國会に提出する予算には、参考のためにたゞの書類を添附せ
なければならない。

一 歳入予算明細書

各項各款の予定變遷表書、總統預算書及び國庫債務負担行為

要項書

素取引帳目表並に前年度出年算の金額表又は賄賂表

当該年度末における見込に開する調書

四 國庫の状況に關する前年度末における実績並びに前年度末及
度末における現在高の見込に開する調書

五 國債及び借入金の状況に關する前年度末における現在高並びに前
年度末及び当該年度末における現在高の見込額及びその償還年次

並に開する調書

六 國庫財産の前年度末における現在高並びに前年度末及び當該年
度末における現在高の見込に開する調書

七 國が、出資していゝ主要な個人の資産、負債、預金その他の状況

仁宗子子詞書

八
總務課及國庫係
前年度末まで
の金体の計
額及
業の進行状況等に關する調書

九 その他の財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類
第十九條 内閣は、予算作成後に生じた事由に基き必要避けることの
できない経費若しくは國庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上國
の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り 予算の手続と並び追加予算を作成
これと国会に提出することができる。

株式会社は、外國に於じて、一會計年度のうち一定期間に係
定額算定を成し、これを國会に提出することができる。

確定申算に準へ支出又はニルに準へ債務の負担があつたときは、ニル
当該年度の申算に準へてなしたものとみなし。

卷之三

卷之三

第三條 予算が成立したときは内閣は、國会の議決した
うに従い各省各廳の長に対し、その執行の責を負ふべし歳入
歳出予算繼續費及び國庫債務負担行為を賦する。

杏院に通じし者けれど好らしく。

同物の外、水を使用する事は、本邦の常習者には極めて少く、

同上。解項全額止限。涼月一
日。前項似書。規定。算計。半特別。宋
朝不為。焉。合。上。此。事。

筆頭に書を規定して、源用木の事に付す。金に付す。各處所
其の大藏本は、切妻造りのものである。

本部大臣の前項の規定に依り、本部より同意せしも

卷之三

部局等の金額を彼此流用する事ができない。但し、予算の執行上必要がある場合には、各省各県内の部局等の間で、政令の定めるところにより、同一名称の頭の金額に限り、流用する事ができる。
前項に記載した般及び前項の特例は、予算において特別の定めをなして貯金に付され、適用しない。

各省各廳の所は、日又は簡の経費については、命令の定めあるところにより適用することができ。○

第一項但書及び第二項の規定による流用については、大蔵大臣が会計検査院に通知しなければならない。

第一項但書及び第二項の規定により流用した経費の金額については、歳入歳出の決算において、これを明らかにするごとに、その理由を記載しなければならない。

大藏大臣に送付し、その承認を経なければ右の如きは
大藏大臣は國庫金、歳入及び金融の狀況並びに當該
経費の支出状況等を勘定して前項の期間ごとに支拂又
は契約等の計画の承認に關する方針を作成し、陽議の決定
を経なければ右の如きは

諸輔丁がやめれどもよい。

敵人输出の特權はあつて、これが應用するものより、その理由を
當一単月書込み等に附の財宝はもれ應用され監督の金賃につゝては、
情勢否認の前段丁がやめられぬる所。

當一単月書込み等に附の財宝はもれ應用つてゐる、大藏大臣等金
川より應用するものとせざる。

各官各廳の財物、日々の積の金賃につゝては、當命の金めどりにて
合ひにこみを應用する。

當一単月書込み前項の財宝は、年算はもんに掛けるの金めどりを
きらべておれ、同一官林の単の金賃の廻り、應用するものとせざる。

要ある場合はこの下は、各官各廳内の諸同業の間で、當命の金めどり
諸同業の金賃を输出應用することをせざる所。且つ、年算の廻りに
合ひにこみを應用する。

木賃六月の前項規定は、當命の金めどりを應用する。

木賃六月の前項規定は、當命の金めどりを應用する。

第三十條

各省各廳の長は、第三十條第一項の規定により賦稅

支拂を予算に據つて、大藏大臣の定めた期間後は、支出事務
職員及び契約事務職員(支拂の所要額及び國の支出の原
因とする契約その他の行為(以下契約等と云う。)の所要額を定
め、支拂又は契約等の計画に関する書類を作製して、これを

大藏大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大藏大臣は、國庫金、歳入及び金融の状況並びに当該
経費の支出状況等を勘定して前項の期間ごとに支拂又
は契約等の計画を承認に關する旨針を作成し、關議の決定
を終えければならない。

大藏大臣は、前項の方針に基いて第一項の支拂又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び会計検査院に通知する。ともに支拂計画は、これを日本銀行に通知しなければならぬ。

第三十九條 不備費は、大藏大臣が、これを管理する。但し、國金又は裁判所の経費の場合は、~~不備費~~、~~審議課~~、~~審議課長~~が水印を捺す。

各省各廳の長は、不備費の使用を必要と認めたときは、理由、金額及び繰算の基礎を明らかにした調書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならぬ。

大藏大臣は、前項の要求を調査し、これに附要調整を加えて不備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならぬ。

右らす。但し、不備費の決定を経て大藏大臣が決定する経費については、閣議を経ることを必要とする大藏大臣が不備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三項第一項の規定により、不備費の配賦がなしたものとみなす。

第四十條 第三項本文及び前項の規定は、各省各廳の長が、第一款第三項の規定により國庫へ預託する債務をなす場合に、これを準用する。

第五十一条 不備費を以て支拂したる額については、各省各廳の長は、さき調書を作製して、次の議会の開会後直

ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならぬ。

大蔵大臣は、前項の調書に基いて、備費を以て支弁し
た金額の總調書を作製しなければならぬ。

内閣は、予備費を以て支弁した總調書及各省廳
廳の調書を、次々常会において議會に提出して、その
承諾を求めなければならぬ。
大蔵大臣は、前項の總調書及調書を參照検査
後、送付しなければならぬ。

第四章 決算

第三十七條 各省各廳の長、毎會計年度、大蔵大臣の定めるところにより、
その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に關する計算
書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同
の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならぬ。

第三十八條 大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出決算報告書に基いて、

歳入歳出の決算を作成しなければならない。

歳入歳出の決算は、歳入予算と同一の区分によりこれを作製し、且
つ、これに左の事項を明テ附にしなければならぬ。

一 歳入

- 一、歳入予算額
二、徴収決定額へ徴収未達のすい歳入については、収納後に徴収清として整理した額
三、収納済歳入額
四、不納欠損額
五、收納未済歳入額

(二) 岁出

- 一、歳出予算額
二、前年度繰越額
三、予備費使用額
四、流用等増減額

五、支出清算額

六、翌年度繰越額

七、不用額

第三十九條 内閣は、歳入歳出決算に歳入決算明細書、各省各廳の歳出決

算報告書及び國の債務に関する計算書を添附してこれを翌年度十一月

月末会計検査院に送付しなければならない。

第四十條 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開

の常会において國会に提出するのを例とする。

前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告書及び國の債務に際する計算書を添附する。

各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に際する計算書を添附する。

第四十一條 每会計年度において、歳入歳出の決算に剰余▲を生じたとき

は、これを次の翌年度の歳入に繰り入れるもの。

3.

第五章 雜則

第四十二条 総会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算のうち、第二十五条の規定により繰越について國会の承認を得た経費の金額及び年度内に契約をなし過ぎ難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

総継書にては、毎会計年度の支生額を定めよ。

最終年度まで順次繰り越して使用する。

第四十三条 各省各廳の長は、前條の規定による総額を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとにその事由及び金額を明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならぬ。

第三十一條第一項

の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四条 國は、法律を以て定め方場合に限り、特別の資金を保有することがである。

第四十五条 各特別会計において必要がある場合は、その法律の規定と異なる定めをなすことがである。

第四十六条 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他の適当な方法で國民に報告しなければならぬ。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも四半期ごとに予算使用の

状況、國庫の状況その他の財政の状況について、國会及公國民に報告しな

は、これを次の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第五章 雜則

第三十一条 ~~本法の規定による外、~~ 第二項の規定による繰越下期に於ける未計得た経費の金額本が年度の事業の終了する年度に當る年度内に支拂ふものなかつた経費の金額は、~~本~~ 本の年度に當る年度内に支拂ふものと見做す。但し、本の年度に當る年度内に支拂ふものと見做す。

~~繰越書~~ にてては、毎年計年度の支拂額を本の請求に備え置く。

最終年度まで順次繰り戻し使用する。

第四十三條 各省各廳の長は、前條の規定による額を必要とするときは、

繰越計算書を作製し、事項ごとにその事由及び金額を明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならぬ。

前項の承認がなされたときは、当該経費について、第三十一條第一項

の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四條 國は、法律を以て定め方場合に限り、特別の資金を保有することがである。

第四十五條 各特別会計において必要ある場合は、この法律の規定と異なる定めをなすこととする。

第四十六條 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高との他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演等の適當な方法で國民に報告しなければならない。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも四半期ごとに予算使用の状況、國庫の状況その他財政の状況について、國会及公國民に報告しな

け札は存りない。

け北は在り奉
第四十七條 この法律施行に關し必要な事項は、政令以此れを定めよ

附則　この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。
但し、第十七條第一項及び第二項、第十八條第二項、第十九條、第二十條、第三十一條、第三十五條並びに第三十六條の規定は、

の旅行の日付、改めて申す。前回は十一月十九日を以て二十九
是れ。

第四條及び第五條の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度に予算に
計上される公債又は借入金につけて、審第七條、第三章の規定（本
第十條第一項及び第二項、第十八條第二項、第十九條、第二十條、昇至
第三十條、第三十一條並びに第三十四條乃至第三十六條の規定を除く。）
が該算について適用する。

第二條、この法律中「國令」、「内閣令」、「各部令等」と又は「政令」と有
るものは、日本國憲法施行の日までに、これを改定するに依り「帝國議令」、
政府は「大臣令」又は「勅令」と號せ得るものとする。
日本國憲法施行の日までに、第
三十
第三項

最高裁判所長官兼会計検査院長並びに内閣總理大臣及ひ各省大臣^{以下各}と
云ふのは、「各省大臣」<sup>二十條中「衆議院、參議院、裁判所及公
會下各省大臣」と云ふ</sup>
会計検査院並びに内閣及び各省^{と云ふのは}「各省」と說ふ者之をも

第十一回 ごめ法律施行前に余し左予備費へ支出並びに昭和二十一年度の決算にて開示しては、左本從前之例による。

の賃貸を経た車頂は、日本國憲法施行後において、國庫債務負担行為

めくれす

け札ばなりない

第四十七條 この法律施行に関する必要な事項は、政令でこれを定めよ。

このは、日本國憲法施行の日まで、正丸を「帝國議會」、
政府は、「參議院」又は「勅令」と読み替えるものとする。
新頃

最高裁判所長官、~~本~~会計検査院長並びに内閣總理大臣及
其の副官者大臣」^{以下各省各廳の長等。}
ノヨリの「「各省大臣」」^{第二十條中「衆議院、參議院、裁判所及公}
會計檢査院並びに内閣及各官吏と云ふのは「「各省大臣」」^{以下各省各廳}と
讀む者多し。

算無條　ごの法律施行前に至りた予備費の支出並びに昭和二十一年度の決算十箇しでは、左の従前の例による。

の協賛を経た事項は、日本國憲法施行後においては、國庫債務負担行為

とあるものとする。但し、この場合においては、改定法の
第五百五十五條第三項の規定は、これを適用しない。

明治四十四年法律第二号「公團體に対する工事補助費繰越使用に関する件」

法典

明治五年大改官布告第十七号「政府に対する専附に關する件」

日本國憲法制定に伴い、國の予算その他財政に関する基本的事項を
規律するため、財政法を定める必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

理由

どちらものとするか
は、本件の場合は、西田税の
事務所、左に掲げる法令は、これを廢止する。

明治四十四年法律第二号、公共団体に対する工事補助費繰越使用に関する法律

本件

明治五年太政官布告第十七号、政府に対する寄附に關する件

理由

日本國憲法の制定に伴い、國の予算その他財政に関する基本的事項を規律するため、財政法を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本國憲法施行に伴ひ本國財政改正案を提出する事に於て
本國財政改正案は、本國財政改正案の施行に伴ひ本國財政改正案を提出する事に於て
本國財政改正案を提出する事に於て

日本國憲法施行に伴ひ本國財政改正案を提出する事に於て
本國財政改正案は、本國財政改正案の施行に伴ひ本國財政改正案を提出する事に於て
本國財政改正案を提出する事に於て

財政改正案及公金計法改正案提出の趣旨

日本國憲法施行に伴ひ本國財政改正案を提出する事に於て
本國財政改正案は、本國財政改正案の施行に伴ひ本國財政改正案を提出する事に於て
本國財政改正案を提出する事に於て

一、財政改正案及公金計法改正案提出の趣旨

(一) 憲法の改正に付する必要と存るに在り

即ち例へば予算不成立の場合は前年度予算の施
行が不能となるに在るがこれに代へて新年度予算の施
行に至ること憲法第十九條に開示した規定並設けたと等が憲
法改正案の意図及要と合ひ在るものであるが併お憲法の條文の
字句に亘る複数の關節は必ずしも本國憲法の精神から

奥で納入した規定が、例へば鉄道以外の権力的収徴金、
獨占政府事業の料金や通商法法律又は國会の議決に
基づいていたこと、國会裁判所及び会計検査院が如き
憲法上獨立を保障するものある機関の予算について特株

中央取扱い規定など

○不動了

(二) 財政処理の整備の原則を明らかにすれども規定

これは財政法中第財政統則の廃止令等を除くが、中
には例へば公債券折度が日本銀行計算の制限及ぶ歳計
剰余金の分配以乃く公債償還に充てた規定の如き從来
と異る規定もあり又償還免除の制限、國庫財産の外債開
す制限、國庫外の資本に対する適用範囲の制限の如く從来

概観するに、これが包括的で明文の如く長様な規定もあらず

(三) 國庫財政処理の統制を強化するための規定

例へば予算の形式、革新を加へて組織單位の編成方法
を確立したと、予算の執行を從來の現金支出を止めし
た支拂予算の制度から一步進めて契約等の計画もこれと
連絡して算定してゐる。

(四) 予算等を民主化の意味でおこな解り易くさせた
ための規定

例へば予算の詳しい内容を提出する書類を明細化した

國の財政状況の全貌を把握せしめに便ならしめたて
又予算の形式を改正して目的、組織別の兩面からの区分
を明らかにしたのもさへから配慮に基くものである

然お制度そのものの外從來勅令以下に規定された事
項が法律中に明記じ或は例示をした上、政令に委任する
ごとく様なことにした外用認につても若干の意義を加へて
其に成るべく一般に理解し難いものも幾處に於けるに努力したので
ある

二、現行会計法と財政法及び改正会計法との關係

先づ概略の見当とては財政法は財政金庫に付する若干
の總則の外予算及び決算に関する制度を規定することと
し改正会計法においては收入、支出の手續、出納官吏に関する事

規定等を年縦的方面で規定することとした從つて現行会
計法によつてこれを實現は第一章總則中の第一條第二項、
第三條以外の全部 第三章予算、及の算正章決算第
金部等不變半の第三十條(歳計剩余金)、第三十六條及の第三十八
條(繰越) 第七章半の第三十九條(特別会計)が財政法
並んで爾余が会計法に残ることとなつた

其の如き区分した趣旨は二事によつて制度上関する規定
を收入支出手續に關する規定や一切離して財政法箇
有財庫法、物品会計規則、各特別会計法等他の会計法
規定における基礎法的性格を賦與して其の地位を明確
化しめて一般の理解にも便ならしめんとしたことに在る

財政政策及び会計政策の現行会計政策との対照表

現行會計法第	會計核算	現行會計法第
第一條	一項	第一條
第二條	一項	第二條
第三條	一項	第三條
第四條	一項	第四條
第五條	一項	第五條
第六條	一項	第六條
第七條	一項	第七條
第八條	一項	第八條
第九條	一項	第九條
第十條	一項	第十條
第十一條	一項	第十一條
第十二條	一項	第十二條
第十三條	一項	第十三條
第十四條	一項	第十四條
第十五條	一項	第十五條
第十六條	一項	第十六條
第十七條	一項	第十七條
第十八條	一項	第十八條
第十九條	一項	第十九條
第二十條	一項	第二十條
第二十一條	一項	第二十一條
第二十二條	一項	第二十二條
第二十三條	一項	第二十三條
第二十四條	一項	第二十四條
第二十五條	一項	第二十五條
第二十六條	一項	第二十六條
第二十七條	一項	第二十七條
第二十八條	一項	第二十八條
第二十九條	一項	第二十九條
第三十條	一項	第三十條
第三十一條	一項	第三十一條
第三十二條	一項	第三十二條
第三十三條	一項	第三十三條
第三十四條	一項	第三十四條

第十九條	一項	規則	第十一條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第十六條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第十五條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第十四條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第十三條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第十二條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第十一條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第十條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第九條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第八條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第七條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第六條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第五條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第四條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第三條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第二條	一項
（範例）第十八條	一項			
第十九條	一項	規則	第一條	一項
（範例）第十八條	一項			

樂四十一條	樂四十二條	樂四十三條
樂四十四條	樂四十五條	樂四十六條
樂四十七條	樂四十八條	樂四十九條
樂五十條	樂五十一條	樂五十二條
樂五十三條	樂五十四條	樂五十五條
樂五十六條	樂五十七條	樂五十八條
樂五十九條	樂六十條	樂六十一條
樂六十二條	樂六十三條	樂六十四條
樂六十五條	樂六十六條	樂六十七條
樂六十八條	樂六十九條	樂七十條
樂七十一條	樂七十二條	樂七十三條
樂七十四條	樂七十五條	樂七十六條
樂七十七條	樂七十八條	樂七十九條
樂八十一條	樂八十二條	樂八十三條
樂八十四條	樂八十五條	樂八十六條
樂八十七條	樂八十八條	樂八十九條
樂九十一條	樂九十二條	樂九十三條
樂九十四條	樂九十五條	樂九十六條
樂九十七條	樂九十八條	樂九十九條

備考

本來現行會計法第一欄中的略語甚長能以略字代之。
（總則）と又（會計規則）
（概要）と又（會計要領）
（物品會観）と又（物品會計規則）
（回賬）と又（回計）
（帳簿）と又（會計簿）